入間市税条例新旧対照表(第1条関係)

改正案

現 行

附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合 の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和3年度</u>までの各年 度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4 項に規定する場合において、第36条の2第1項 の規定による申告書(その提出期限後において 附則

(特定一般用医薬品等購入費を支払つた場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から<u>平成34年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 略

第7条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>平成33年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 · 3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において

市民税の納税通知書が送達される時までに提出された第3 6条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 略

(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

$2\sim4$ 略

- 5 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又 は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

6~12 略

(土地に対して課する平成30年度から<u>令和2</u> <u>年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(<u>令和元年度</u>又は<u>令和2年度</u>における土地の 価格の特例) 市民税の納税通知書が送達される時までに提出された第3 6条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 略

(新築住宅等に対する固定資産税及び都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

 $2\sim4$ 略

5~11 略

(土地に対して課する平成30年度から<u>平成32</u> <u>年度</u>までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 略

(<u>平成31年度</u>又は<u>平成32年度</u>における土地の 価格の特例)

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、全和元年度分又は全和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和元</u> <u>年度</u>適用土地又は<u>令和元年度</u>類似適用土地で あつて、<u>令和2年度分</u>の固定資産税について前 項の規定の適用を受けないこととなるものに 対して課する同年度分の固定資産税の課税標 準は、第61条の規定にかかわらず、修正された 価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正 された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録 されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和</u> 2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年</u>度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

- 第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>平成31</u> <u>年度</u>適用土地又は<u>平成31年度</u>類似適用土地で あつて、<u>平成32年度分</u>の固定資産税について前 項の規定の適用を受けないこととなるものに 対して課する同年度分の固定資産税の課税標 準は、第61条の規定にかかわらず、修正された 価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正 された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録 されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成3</u> 2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定め

る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「宅地 等調整固定資産税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき額とした場合における固定 資産税額を超える場合には、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に10分 の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定資産税額 に満たない場合には、同項の規定にかかわら ず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成3 0年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資 産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該 商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地

- る率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額(以下「宅地 等調整固定資産税額」という。)を超える場合 には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、当該額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき額とした場合における固定 資産税額を超える場合には、同項の規定にかか わらず、当該固定資産税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の 宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固 定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に10分 の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分 の固定資産税について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの規定の適用を 受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等 に係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定資産税額 に満たない場合には、同項の規定にかかわら ず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成3 0年度から平成32年度までの各年度分の固定資 産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該 商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前 年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度 から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業 地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける商業地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額とする。
- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規 定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの 各年度分の固定資産税については、法附則第1 8条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ

等が当該年度分の固定資産税について法第349 条の3又は法附則第15条から第15条の3まで の規定の適用を受ける商業地等であるときは、 前年度分の固定資産税の課税標準額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業 地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき額とした場合における固定資産 税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度 から平成32年度までの各年度分の固定資産税 の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業 地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標 準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第349条の3又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける商業地等 であるときは、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額 とした場合における固定資産税額とする。
- 第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律 (平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規 定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの 各年度分の固定資産税については、法附則第1 8条の3の規定を適用しないこととする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成32</u> 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げ

る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 略

2 略

3 前二項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から<u>第5</u> 号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	平成6年	市街化区域設定年度(令附則第
中表以	度	14条の2第2項第2号から <u>第</u>
外の部		<u>5号</u> までに掲げる事由の生じ
分		た日の属する年の翌年の1月
		1日(当該事由の生じた日が1
		月1日である場合には、同日)
		を賦課期日とする年度をいう。
		以下 <u>この条</u> において同じ。)
	平成5年	市街化区域設定年度に
	度に	

略

(市街化区域農地に対して課する平成30年度 から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税 の特例)

第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度 から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街化 る負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる 負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税額(以下 「農地調整固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 略

2 略

3 前二項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から<u>第4</u>号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	平成6年	市街化区域設定年度(令附則第
中表以	度	14条の2第2項第2号から <u>第</u>
外の部		<u>4号</u> までに掲げる事由の生じ
分		た日の属する年の翌年の1月
		1日(当該事由の生じた日が1
		月1日である場合には、同日)
		を賦課期日とする年度をいう。
		以下 <u>本条</u> において同じ。)
	平成5年	市街化区域設定年度に
	度に	

略

(市街化区域農地に対して課する平成30年度 から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税 の特例)

第13条の3 市街化区域農地に係る平成30年度 から<u>平成32年度</u>までの各年度分の固定資産税 の額は、前条の規定により算定した当該市街化

区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格の3分の 1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した 額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける市 街化区域農地であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該市街 化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成30年度から令和2年度までの各年 度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当 該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額に1 0分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額に満たない場 合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資 産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲 げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、 第349条の3の2又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から令和2年度ま 区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、 当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産 税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額 に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の周 定資産税の課税標準となるべき価格の3分の 1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した 額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は法附則第15条 から第15条の3までの規定の適用を受ける市 街化区域農地であるときは、当該額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化 区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課 税標準となるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産 税額」という。)を超える場合には、当該市街 化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成30年度から平成32年度までの各年 度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当 該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき価格の3分の1の額に1 0分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3又は法附則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となるべき額と した場合における固定資産税額に満たない場 合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資 産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規 定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲 げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、 第349条の3の2又は法附則第15条から第15条 の3までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から平成32年度ま での各年度分の特別土地保有税については、第 129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格」とある のは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12条第1項から第5項までに規定する課税標 準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から全和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 • 4 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項</u>に規定する三輪以上の軽自動車に対する令和元年度分

の軽自動車

税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6, 900円	8, 200円

での各年度分の特別土地保有税については、第 129条第1号及び第132条の5中「当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格」とある のは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12条第1項から第5項までに規定する課税標 準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第129条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3 • 4 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項

一 に規定する三輪以上の軽自動車に 対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法 第60条第1項後段の規定による車両番号の指 定(以下この条において「初回車両番号指定」 という。)を受けた月から起算して14年を経過 した月の属する年度以後の年度分の軽自動車 税に係る第82条の規定の適用については、当分 の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	4,600円
	6, 900円	8, 200円

10,800円	12, 900円
3,800円	4,500円
5,000円	6,000円

10,800円	12,900円
3,800円	4, 500円
5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成28 年4月1日から平成29年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には、平成29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲 げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6, 900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関 の燃料として用いるものに限る。以下この条 (第5項を除く。)において同じ。)に対する 第82条の規定の適用については、当該軽自動車 が平成28年4月1日から平成29年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合には、 平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第 2 号ア	<u>3, 900円</u>	2 <u>, 000円</u>
	6, 900円	<u>3,500円</u>
	10,800円	5, 400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を 受けるものを除く。)に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成28年4月 1日から平成29年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の 2 法<u>附</u>則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29 年4月1日から平成30年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成30年 度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30年4月1日から平成31年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和元</u> 年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3, 900円	3,000円
	6, 900円	5,200円
	10,800円	8, 100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	<u>3,800円</u>

5 法<u>附則第30条第6項第1号及び第2号</u>に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成29 年4月1日から平成30年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には平成30年 度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30年4月1日から平成31年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には<u>平成31</u> 年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字 句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

<u>6</u> 法<u>附則第30条第7項第1号及び第2号</u>に掲 げる三輪以上の軽自動車

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6, 900円	<u>3,500円</u>
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法<u>附則第30条第4項第1号及び第2号</u>に掲 げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を 受けるものを除く。)に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には平成30年度分の 軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4 月1日から平成31年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には<u>令和元年度分</u> の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる る同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6, 900円	5, 200円
	10,800円	8, 100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

$2\sim4$ 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税 の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの 各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税 義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡 7 法<u>附則第30条第8項第1号及び第2号</u>に掲 げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を 受けるものを除く。)に対する第82条の規定の 適用については、当該軽自動車が平成29年4月 1日から平成30年3月31日までの間に初回車 両番号指定を受けた場合には平成30年度分の 軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4 月1日から平成31年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には<u>平成31年度分</u> の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から<u>第7</u>項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

$2\sim4$ 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税 の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの 各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税 義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等(租税特別措置法第3 1条第1項に規定する土地等をいう。以下この 条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲 渡をいう。以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため の譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優 良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当する ときにおける前条第1項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。 次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する市民税の所得割の額は、前 条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に 相当する額とする。

(1) • (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(個人の市民税の税率の特例)

第22条 平成26年度から<u>令和5年度</u>までの各年 度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、 第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定 する額に500円を加算した額とする。

3 略

所得の基因となる土地等(租税特別措置法第3 1条第1項に規定する土地等をいう。以下この 条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲 渡をいう。以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため の譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優 良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当する ときにおける前条第1項に規定する譲渡所得 (次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。 次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得 金額に対して課する市民税の所得割の額は、前 条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に 相当する額とする。

(1) • (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(個人の市民税の税率の特例)

第22条 平成26年度から<u>平成35年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

3 略

改正案 現行

(市民税の申告)

第36条の2 略

 $2 \sim 6$ 略

7 第1項又は第5項の場合において、前年にお いて支払を受けた給与で所得税法第190条の規 定の適用を受けたものを有する者で市内に住 所を有するものが、第1項の申告書を提出する ときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事 項のうち施行規則で定めるものについては、施 行規則で定める記載によることができる。

8 • 9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族 等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定 | 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定 により同項に規定する申告書を提出しなけれ ばならない者(以下この条において「給与所得 者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規 定する給与等の支払者(以下この条において 「給与支払者」という。) から毎年最初に給与 の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に 提出しなければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当 する場合には、その旨
- (4) その他施行規則で定める事項

$2\sim5$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶 養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の | 第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の 規定により同項に規定する申告書を提出しな ければならない者又は法の施行地において同ければならない者

(市民税の申告)

第36条の2 略

 $2\sim6$ 略

7 · 8 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族 申告書)

により同項に規定する申告書を提出しなけれ ばならない者(以下この条において「給与所得 者」という。)で市内に住所を有するものは、 当該申告書の提出の際に経由すべき同項の

給与等の支払者(以下この条において 「給与支払者」という。)から毎年最初に給与 の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定 めるところにより、次に掲げる事項を記載した 申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に 提出しなければならない。

(1) • (2) 略

(3) その他施行規則で定める事項

$2\sim5$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶 養親族申告書)

規定により同項に規定する申告書を提出しな

項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等

______の支払を受ける日の前日までに、施 行規則で定めるところにより、次に掲げる事項 を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を 経由して、市長に提出しなければならない。

(1)~(2) 略

- (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者 に該当する場合には、その旨
- (4) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納

(以下この条において「公的年金等
受給者」という。)で市内に住所を有するもの
は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の
公的年金等
の支払者(以下この条において「公的年金等支
払者」という。)から毎年最初に <u>同項に規定す</u>
<u>る公的年金等</u> の支払を受ける日の前日までに、
施行規則で定めるところにより、次に掲げる事
項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者
を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)~(2) 略

- (3) その他施行規則で定める事項
- 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納

税地の所轄税務署長の承認を受けている場合 には、施行規則で定めるところにより、当該申 告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に 対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方 法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2 第1項、第2項若しくは第3項の規定により 提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出 しなかつた場合又は<u>第36条の2第8項若しく</u> は第9項の規定により 申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場 合には 、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 • 3 略

附則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2の2 法第451条第1項第1号(同条 第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。 以下この条において同じ。)に対しては、当該 三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1 日から令和2年9月30日までの間(附則第15 条の6第3項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第80条第1項の規定に かかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

- 第15条の2の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。
- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三 輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第 2項において準用する場合を含む。)又は法第 451条第1項若しくは第2項(これらの規定を

税地の所轄税務署長の承認を受けている場合 には、施行規則で定めるところにより、当該申 告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に 対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方 法により提供することができる。

5 略

(市民税に係る不申告に関する過料)

第36条の4 市民税の納税義務者が第36条の2 第1項、第2項若しくは第3項の規定によって 提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出 しなかつた場合又は<u>第36条の2第7項若しく</u> <u>は第8項</u>の規定<u>によって</u>申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合とはおいては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 · 3 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦 課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にか かわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課 徴収の例により、行うものとする。 同条第4項において準用する場合を含む。)の 適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当する かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の 認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国 土交通大臣の認定等をいう。次項において同 じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦 課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、 その納付すべき額について不足額があること を附則第15条の4の規定により読み替えられ た第81条の6第1項の納期限(納期限の延長が あつたときは、その延長された納期限)後にお いて知つた場合において、当該事実が生じた原 因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が 偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当 該申請に必要な情報を直接又は間接に提供し た者の偽りその他不正の手段を含む。) により 国土交通大臣の認定等を受けたことを事由と して国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定 等を取り消したことによるものであるときは、 当該申請をした者又はその一般承継人を当該 不足額に係る三輪以上の軽自動車について法 附則第29条の11の規定によりその例によるこ ととされた法第161条第1項に規定する申告書 を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得 者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関す る規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の 不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計 算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用 のものに対する第81条の4(第2号に係る部分 に限る。)及び前項の規定の適用については、 当該軽自動車の取得が特定期間に行われたと (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 略

2 略

<u>きに限り、これらの規定中「100分の2」とあ</u>るのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法<u>附則第30条第1項</u>に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定 (次項から第4項までにおいて「初回車両番号 指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規 定の適用については、当該軽自動車が平成31 年4月1日から令和2年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には令和2年 度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動 車が令和2年4月1日から令和3年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り 、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	<u>6,900円</u>	1,800円
	10,800円	<u>2,700円</u>
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲 げる法第446条第1項第3号に規定するガソリ <u>ン軽自動車(以下この項及び次項において</u> 「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以 上のものに対する第82条の規定の適用につい ては、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1 日から令和2年3月31日までの間に初回車両 (軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法<u>附則第30条</u> に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指定

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽 自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動 車が令和2年4月1日から令和3年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、 次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げ る字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項 から第4項までの規定の適用を受ける三輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第3 (軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1

- 0条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定 等をいう。次項において同じ。)に基づき当該 判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額 について不足額があることを第83条第2項の 納期限(納期限の延長があつたときは、その延 長された納期限)後において知つた場合におい て、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の 認定等の申請をした者が偽りその他不正の手 段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報 を直接又は間接に提供した者の偽りその他不 正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定 等を受けたことを事由として国土交通大臣が 当該国土交通大臣の認定等を取り消したこと によるものであるときは、当該申請をした者又 はその一般承継人を賦課期日現在における当 該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者 とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定 (第87条及び第88条の規定を除く。)を適用す る。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足 額に、これに100分の10の割合を乗じて計算し た金額を加算した金額とする。

- 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次 項において同じ。)に基づき当該判断をするも のとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について 不足額があることを第83条第2項の納期限(納 期限の延長があつたときは、その延長された納 期限)後において知つた場合において、当該事 実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申 請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請 をした者に当該申請に必要な情報を直接又は 間接に提供した者の偽りその他不正の手段を 含む。) により国土交通大臣の認定等を受けた ことを事由として国土交通大臣が当該国土交 通大臣の認定等を取り消したことによるもの であるときは、当該申請をした者又はその一般 承継人を賦課期日現在における当該不足額に 係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、 軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の 規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付 すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、こ れに100分の10の割合を乗じて計算した金額を 加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第1 9条の規定の適用については、同条中「納期限 (」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第 2項の規定の適用がないものとした場合の当 該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽 自動車税の納期限とし、当該」とする。

改正案

現 行

(個人の市民税の非課税の範囲)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身</u> <u>児童扶養者</u>(これらの者の前年の合計所得金 額が135万円を超える場合を除く。)

附則

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

$2\sim4$ 略

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用 のものに対する第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和 4年3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の 種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1 日から令和5年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽 自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に (個人の市民税の非課税の範囲)

- 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。
- (1) 略
- (2) 障害者、未成年者、寡婦<u>又は寡夫</u> (これらの者の前年の合計所得

金額が135万円を超える場合を除く。)

附則

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

 $2\sim4$ 略

<u>掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句</u>は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項 から第5項までの規定の適用を受ける三輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第3 0条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定 等をいう。次項において同じ。)に基づき当該 判断をするものとする。 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課 徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項 から第4項までの規定の適用を受ける三輪以 上の軽自動車に該当するかどうかの判断をす るときは、国土交通大臣の認定等(法附則第3 0条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定 等をいう。次項において同じ。)に基づき当該 判断をするものとする。

入間市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)

改正案

現 行

(入間市税条例の一部改正)

第1条 略

第2条 入間市税条例の一部を次のように改正 する。

附則第15条の2の次に次の五条を加える。

第15条の2の2~第15条の5 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 略

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 81条の4(第3号に係る部分に限る。)の 規定の適用については、当分の間、同号中 「100分の3」とあるのは、「100分の2」 とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の 次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平 成18年3月31日までに初めて道路運送車 両法第60条第1項後段の規定による車両番 号の指定(次項から第4項までにおいて「初 回車両番号指定」という。) を受けた法附 則第30条第1項」を「法附則第30条」に、 「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の 法第444条第3項に規定する車両番号の指 定を受けた月から起算して14年を経過した 月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽 自動車税」の次に「の種別割」を加え、同 項の表を次のように改める。

略

附則

(施行期日)

- だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。
 - (1) 略

(入間市税条例の一部改正)

第1条 略

第2条 入間市税条例の一部を次のように改正 する。

附則第15条の2の次に次の五条を加える。

第15条の2の2~第15条の5 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 略

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 81条の4(第3号に係る部分に限る。)の 規定の適用については___、同号中 「100分の3」とあるのは、「100分の2」 とする。

附則第 16 条の見出し中「軽自動車税」の
次に「の種別割」を加え、同条第1項中「 <u>初</u>
めて道路運送車両法第60条第1項後段の規
定による」を「最初の法第444条第3項に
規定する
」に改め、「轁
自動車税」の次に「の種別割」を加え、同
項の表を次のように改める。

略

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。た 第1条 この条例は、公布の日から施行する。た だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。
 - (1) 略
 - (2) 第2条、第3条及び第4条の規定並びに次 (2) 第2条、第3条及び第4条の規定並びに次

条及び附則第4条の規定 <u>令和元年10月1</u> 日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の入間市税 条例(附則第4条において「合和元年新条例」 という。)第34条の4及び第34条の5の規定 は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後 に開始する事業年度分の法人の市民税及び 同日以後に開始する連結事業年度分の法人 の市民税について適用し、同日前に開始した 事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した する連結事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した なお後前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 略

- 第4条 <u>令和元年新条例</u>の規定中軽自動車税の 環境性能割に関する部分は、附則第1条第2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得され た三輪以上の軽自動車に対して科する軽自 動車税の環境性能割について適用する。
- 2 <u>令和元年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別 割に関する部分は、<u>令和2年度</u>以後の年度分の 軽自動車税の種別割について適用し、<u>令和元年</u> 度分までの軽自動車税については、なお従前の 例による。

条及び附則第4条の規定 <u>平成31年10月1</u> 日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の入間市税 条例 (附則第4条において「31年新条例」という。)第34条の4及び第34条の5の規定は、 前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に 開始する事業年度分の法人の市民税及び同 日以後に開始する連結事業年度分の法人の 市民税について適用し、同日前に開始した事 業年度分の法人の市民税及び同日前に開始 した連結事業年度分の法人の市民税につい ては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 略

- 第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して科する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 2 <u>31年新条例</u>の規定中軽自動車税の種別割に 関する部分は、<u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自 動車税の種別割について適用し、<u>平成31年度分</u> までの軽自動車税については、なお従前の例に よる。

入間市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第5条関係)

改正案

現行

(入間市税条例の一部改正)

一部を次のように改正する。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第 10項、第11項及び第13項において「納税申告 書」という。)」を加え、同条に次の八項を 加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法 人である内国法人は、第1項の規定により、 納税申告書により行うこととされている法 人の市民税の申告については、同項の規定 にかかわらず、同条第42項及び施行規則で 定めるところにより、納税申告書に記載す べきものとされている事項(次項及び第12 項において「申告書記載事項」という。) を、法第762条第1号に規定する地方税関係 手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、 地方税共同機構(第12項において「機構」 という。)を経由して行う方法

により市長に提供するこ とにより、行わなければならない。

11 略

- 12 第10項の規定により行われた同項の申告 は、申告書記載事項が法第762条第1号の機 構の使用に係る電子計算機(入出力装置を 含む。) に備えられたファイルへの記録が された時に同項に規定する市長に到達した ものとみなす。
- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故 障、災害その他の理由により地方税関係手 続用電子情報処理組織を使用することが困 難であると認められる場合で、かつ、同項 の規定を適用しないで納税申告書を提出す ることができると認められる場合におい て、同項の規定を適用しないで納税申告書

(入間市税条例の一部改正)

第1条 入間市税条例(昭和32年条例第21号)の 第1条 入間市税条例(昭和32年条例第21号)の 一部を次のように改正する。

> 第48条第1項中「による申告書」の次に「(第 10項及び第11項 において「納税申告 書」という。)」を加え、同条に次の三項を 加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法 人である内国法人は、第1項の規定により、 納税申告書により行うこととされている法 人の市民税の申告については、同項の規定 にかかわらず、同条第42項及び施行規則で 定めるところにより、納税申告書に記載す べきものとされている事項(次項 __において「申告書記載事項」という。) を、法第762条第1号に規定する地方税関係 手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、 地方税共同機構(第12項において「機構」 という。)を経由して行う方法その他施行 規則で定める方法により市長に提供するこ とにより、行わなければならない。

11 略

12 第10項の規定により行われた同項の申告 は、 法第762条第1号の機 構の使用に係る電子計算機(入出力装置を 含む。) に備えられたファイルへの記録が された時に同項に規定する市長に到達した ものとみなす。

を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前三項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法 人は、第10項の申告につき第13項の規定の 適用を受けることをやめようとするとき は、その旨その他施行規則で定める事項を 記載した届出書を市長に提出しなければな らない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内 国法人につき、法第321条の8第51項の処分 又は前項の届出書の提出があつたときは、 これらの処分又は届出書の提出があつた日 の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第 10項の申告については、第13項前段の規定 は適用しない。ただし、当該内国法人が、 同日以後新たに同項前段の承認を受けたと きは、この限りでない。
- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内

国法人につき、第15項の届出書の提出又は 法人税法第75条の4第3項若しくは第6項 (同法第81条の24の3第2項において準用 する場合を含む。)の処分があつたときは、 これらの届出書の提出又は処分があつた日 の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第 10項の申告については、第13項後段の規定 は適用しない。ただし、当該内国法人が、 同日以後新たに同項後段の書類を提出した ときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) 略

- (4) 第2条中入間市税条例第94条第3項の 改正規定 令和元年10月1日
- (5) 第1条中入間市税条例第23条第1項及 び第3項並びに第48条の改正規定並びに次 条第3項の規定 令和2年4月1日
- (6) 第3条(第3号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第6条及び第7条の規定 令和2年10月1日
- (7) 第1条中入間市税条例第24条第1項第 2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第 2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同 条例第34条の2、第34条の6及び附則第5 条第1項の改正規定並びに次条第2項の規 定 令和3年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の 規定 令和3年10月1日
- (9) 第5条の規定 <u>令和4年10月1日</u> (市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の入間市税条例の規定中個人の市民税に関する部

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)~(3) 略

- (4) 第2条中入間市税条例第94条第3項の改 正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中入間市税条例第23条第1項及 び第3項並びに第48条の改正規定並びに次 条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条(第3号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中入間市税条例第24条第1項第 2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第 2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条 例第34条の2、第34条の6及び附則第5条第 1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 <u>平成34年10月1日</u>(市民税に関する経過措置)

第2条 略

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の入 間市税条例の規定中個人の市民税に関する部 分は、<u>令和3年度</u>以後の年度分の個人の市民税 について適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人の市 民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の入間市税条例 第23条第3項及び第48条第10項から<u>第17項</u>ま での規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税 及び同日以後に開始する連結事業年度分の法 人の市民税について適用し、同日前に開始した 事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始 した連結事業年度分の法人の市民税について は、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第5条 平成30年10月1日から<u>令和元年9月30</u> 日までの間における前条第4項の規定の適用 については、同項の表第19条第3号の項中「第 81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあ るのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 令和2年10月1日前に売渡し等が行わ れた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合 において、これらの者が所得税法等改正法附則 第51条第9項の規定により製造たばこの製造 者として当該製造たばこを同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみ なして同項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸売販売業者 等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販 売業者等である場合には市の区域内に所在す る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である 場合には市の区域内に所在する当該製造たば こを直接管理する営業所において所持される ものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、市たばこ税を課する。こ の場合における市たばこ税の課税標準は、当該 売り渡したものとみなされる製造たばこの本 分は、<u>平成33年度</u>以後の年度分の個人の市民税 について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市 民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の入間市税条例 第23条第3項及び第48条第10項から<u>第12項</u>ま での規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の 日以後に開始する事業年度分の法人の市民税 及び同日以後に開始する連結事業年度分の法 人の市民税について適用し、同日前に開始した 事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始 した連結事業年度分の法人の市民税について は、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過 措置)

第5条 平成30年10月1日から<u>平成31年9月30</u> 日までの間における前条第4項の規定の適用 については、同項の表第19条第3号の項中「第 81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあ るのは、「第98条第1項」とする。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行わ れた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合 において、これらの者が所得税法等改正法附則 第51条第9項の規定により製造たばこの製造 者として当該製造たばこを同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみ なして同項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸売販売業者 等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販 売業者等である場合には市の区域内に所在す る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である 場合には市の区域内に所在する当該製造たば こを直接管理する営業所において所持される ものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、市たばこ税を課する。こ の場合における市たばこ税の課税標準は、当該 売り渡したものとみなされる製造たばこの本

数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本に つき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を<u>令和2年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令</u> 和3年3月31日までに、その申告に係る税金を 施行規則第34号の2の5様式による納付書に よって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の入間市税条例(以下この項及び次項において「<u>令和2年新条例</u>」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>令和2年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 <u>令和2年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還

数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本に つき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を<u>平成32年11月2日</u>までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平 成33年3月31日までに、その申告に係る税金を 施行規則第34号の2の5様式による納付書に よって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の入間市税条例(以下この項及び次項において「平成32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 <u>平成32年新条例</u>第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還

に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第9条 令和3年10月1日前に売渡し等が行わ れた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合 において、これらの者が所得税法等改正法附則 第51条第11項の規定により製造たばこの製造 者として当該製造たばこを同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみ なして同項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸売販売業者 等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販 売業者等である場合には市の区域内に所在す る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である 場合には市の区域内に所在する当該製造たば こを直接管理する営業所において所持される ものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、市たばこ税を課する。こ の場合における市たばこ税の課税標準は、当該 売り渡したものとみなされる製造たばこの本 数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本に つき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令</u> <u>和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を 施行規則第34号の2の5様式による納付書に よって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の入間市税条例(以下この項及び次項において「<u>令和3年新条例</u>」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第1

に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行わ れた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合 において、これらの者が所得税法等改正法附則 第51条第11項の規定により製造たばこの製造 者として当該製造たばこを同日にこれらの者 の製造たばこの製造場から移出したものとみ なして同項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸売販売業者 等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販 売業者等である場合には市の区域内に所在す る貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である 場合には市の区域内に所在する当該製造たば こを直接管理する営業所において所持される ものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡 したものとみなして、市たばこ税を課する。こ の場合における市たばこ税の課税標準は、当該 売り渡したものとみなされる製造たばこの本 数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本に つき430円とする。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場 所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30 年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平</u> 成33年11月1日までに市長に提出しなければ ならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平 成34年3月31日までに、その申告に係る税金を 施行規則第34号の2の5様式による納付書に よって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前三項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の入間市税条例(以下この項及び次項において「<u>平成33年新条例</u>」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第1

00条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>令和3</u> <u>年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

令和3年新条例第99条の規定は、販売契約の 解除その他やむを得ない理由により、市の区域 内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡 した製造たばこのうち、第1項の規定により市 たばこ税を課された、又は課されるべきものの 返還を受けた卸売販売業者等について準用す る。この場合において、当該卸売販売業者等は、 施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規 定により、これらの規定に規定する申告書に添 付すべき施行規則第16号の5様式による書類 中「返還の理由及びその他参考となるべき事 項 | 欄に、当該控除又は還付を受けようとする 製造たばこについて第1項の規定により市た ばこ税が課された、又は課されるべきであった 旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還 に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載し た上で同様式による書類をこれらの申告書に 添付しなければならない。

00条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>平成33</u> <u>年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

5 平成33年新条例第99条の規定は、販売契約の 解除その他やむを得ない理由により、市の区域 内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡 した製造たばこのうち、第1項の規定により市 たばこ税を課された、又は課されるべきものの 返還を受けた卸売販売業者等について準用す る。この場合において、当該卸売販売業者等は、 施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規 定により、これらの規定に規定する申告書に添 付すべき施行規則第16号の5様式による書類 中「返還の理由及びその他参考となるべき事 項 | 欄に、当該控除又は還付を受けようとする 製造たばこについて第1項の規定により市た ばこ税が課された、又は課されるべきであった 旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還 に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載し た上で同様式による書類をこれらの申告書に 添付しなければならない。

改正案

現 行

附則

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2</u>年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 2 宅地等に係る平成30年度から令和2年度ま での各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地 等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分 の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画 税について法第702条の3の規定の適用を受け る宅地等であるときは、当該価格に同条に定め る率を乗じて得た額。以下同じ。) に100分の 5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の 3 (第19項を除く。) 又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等調 整都市計画税額 という。)を超える場合には、 当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の 宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都 市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第1 9項を除く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした

附則

(宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成3</u> 2年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 2 宅地等に係る平成30年度から平成32年度ま での各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等 に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地 等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分 の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係 る当該年度分の都市計画税の課税標準となる べき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画 税について法第702条の3の規定の適用を受け る宅地等であるときは、当該価格に同条に定め る率を乗じて得た額。以下同じ。) に100分の 5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が 当該年度分の固定資産税について法第349条の 3 (第19項を除く。) 又は法附則第15条から第 15条の3までの規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該額にこれらの規定に定める率 を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき額とし た場合における都市計画税額(以下「宅地等調 整都市計画税額 という。)を超える場合には、 当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の 宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都 市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき価格に10 分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3(第1 9項を除く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分 の都市計画税の課税標準となるべき額とした

場合における都市計画税額を超える場合には、 前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額と する。

- 4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から合和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成3 0年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計 画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、 当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商 業地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第1 5条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商 業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計 画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度 から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税 の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該 商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得 た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税

- 場合における都市計画税額を超える場合には、 前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額と する。
- 4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に 係る平成30年度から平成32年度までの各年度 分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調 整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度 分の都市計画税の課税標準となるべき価格に1 0分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年 度分の固定資産税について法第349条の3(第1 9項を除く。)又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける宅地等であると きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ て得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都 市計画税の課税標準となるべき額とした場合 における都市計画税額に満たない場合には、附 則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税 額とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成3 0年度から平成32年度までの各年度分の都市計 画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、 当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商 業地等が当該年度分の固定資産税について法 第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第1 5条から第15条の3までの規定の適用を受ける 商業地等であるときは、当該課税標準額にこれ らの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商 業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税 標準となるべき額とした場合における都市計 画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の 負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度 から平成32年度までの各年度分の都市計画税 の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該 商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得 た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税

について法第349条の3 (第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における都 市計画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年</u> 度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 農地に係る平成30年度から令和2年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係 る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係 る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の 都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 (第19 項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、 当該課税標準額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の 表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表 の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき額とした場合における都市 計画税額(以下「農地調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該農地調整都市計 画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度 以降の各年度分の都市計画税の特例)

8 略

9 市街化区域農地に係る平成30年度から<u>令和</u> 2年度までの各年度分の都市計画税の額は、前 項の規定により入間市税条例附則第13条の2 の規定の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市 街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画 について法第349条の3 (第19項を除く。)又 は法附則第15条から第15条の3までの規定の 適用を受ける商業地等であるときは、当該額に これらの規定に定める率を乗じて得た額)を当 該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の 課税標準となるべき額とした場合における都 市計画税額とする。

(農地に対して課する平成30年度から<u>平成32</u> 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

7 農地に係る平成30年度から平成32年度まで の各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係 る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係 る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の 都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度 分の固定資産税について法第349条の3 (第19 項を除く。) 又は法附則第15条から第15条の3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、 当該課税標準額にこれらの規定に定める率を 乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の 表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表 の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を 当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課 税標準となるべき額とした場合における都市 計画税額(以下「農地調整都市計画税額」とい う。)を超える場合には、当該農地調整都市計 画税額とする。

略

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以 降の各年度分の都市計画税の特例)

8 略

9 市街化区域農地に係る平成30年度から<u>平成3</u> <u>2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、前 項の規定により入間市税条例附則第13条の2 の規定の例により算定した当該市街化区域農 地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市 街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係 る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画 税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成30年度から令和2年度までの各年 度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当 該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格の3分の2の額に1 0分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける市街化 区域農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計画 税額に満たない場合には、前項の規定にかかわ らず、当該都市計画税額とする。
- 13 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第1 9項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、 第32項、第36項、第40項、第43項から第45項ま で若しくは第48項<u>から第50項まで</u>、第15条の2 第2項又は第15条の3の規定の適用がある各 年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中 「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又 は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
- 14 地方税法等の一部を改正する法律(平成30

税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地 に係る平成30年度から平成32年度までの各年 度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当 該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税 の課税標準となるべき価格の3分の2の額に1 0分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地 が当該年度分の固定資産税について法第349条 の3 (第19項を除く。) 又は法附則第15条から 第15条の3までの規定の適用を受ける市街化 区域農地であるときは、当該額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域 農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標 準となるべき額とした場合における都市計画 税額に満たない場合には、前項の規定にかかわ らず、当該都市計画税額とする。
- 13 法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項____、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
- 14 地方税法等の一部を改正する法律(平成30

年法律第3号) 附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

年法律第3号) 附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。